時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千三百二十八號　明治廿五年四月廿八日　木曜日　舊暦壬辰四月二日(庚、寅)
日出午前四時五十四分　日入午後六時二十四分　月出午前五時三十八分　月入午後八時九分　滿潮午前五時五十七分　午後六時十八分
(西暦一千八百九十二年)

時事新報の地租論

地價修正地租輕減の議論は目下の流行にして天下政客の狂熱恰も醉へるが如し其醉狂果して虚か實か苟も眼中國家を見る者にして眞實に熱するが如きは勿かる可しと雖も假令ひ一時の政略にもせよ其熱論以て人を誤るなきを期す可らず依て我時事新報は地租論一編を草して本月二十九日より數日間の社說に掲載し世論の如何に拘はらず修正輕減の利害を說き以て斯民休養の眞面目を明にせんとす凡そ國家に深切の情あらん人々は先づ此地租論を一讀して方向を定められんこと本社の切望する所なり

明治廿五年四月　時事新報社

時事新報

現相場會所に望む

我輩は前號の紙上にブールス法處分の必要は獨り株式米穀の爲めのみに非ずと題し我國重要の物産たる製茶、生絲、鹽、油、綿等の取引にも株式米穀同樣に定期賣買の便法を利用せしめざる可らずとの趣意を以て一日も早く相場會所に關する法律の一定を望みたれども現在定期賣買を營み居る株式米穀の爲めにも亦其急務なることを切言するに躊躇せざるものなり米商會所株式取引所現在の有樣を譬ふれば恰も來る二十七年六月には取り拂はる可き借屋に住居するが如し其取り拂はれたる上にて跡に建つる新宅は純然たる西洋造りなるや或は和洋折衷の普請なるや又或は現住の古家を少しく模樣替へするに止まるものなるや假令ひ庭園門塀の工合より間取り建具の趣向に至るまでの詳細は決せざるも大體の設計だに既に定まり居ることならんには先づ安心して自から取拂期限以内に相應の計をば爲す可しと雖ども今日の處にては寸前猶ほ暗夜の如くにして二十七年六月以後に建築さる可き相場會所法なる新宅の設計は毫も定まり居らざるのみか現住の主人が其儘新宅に引き越すことを得るにや又は全く他人に明け渡すことなるや是れさへ更に明かならずして去る十九年以來相場會所の動靜は半空に懸りて今日猶ほ霧中に彷徨するの有樣なれば進んで改良す可き事も改良するを得ず退いて用意す可き事も用意するを得ず進退共に手に着かざるの不便は實に測る可らざるあり

製茶、生絲、鹽、油、綿等の商品を永く定期賣買利用の外に棄て置く可に非ざるは云ふまでもなく現在の相場會所の爲めにも亦ブールス法處分の未定を不便とすること前に記す所の如くなればこそ我輩は其當局者に向て今度の議會に相場會所條例の方案を提出せんことをば勸告したるあれ然るに人或は開會日僅に四十日間にして既に數日に差し迫りたる此新議會に於て商業社會重大の問題を定む可しと云ふは少しく性急の所望には非ずやと難ずるものもあらんかなれどもブールス法可否の議論は四五年間の久しき朝野の間に喧しく今は殆んど研究し盡したるが如き姿なるのみならず之が爲めに態々官民雙方より人を歐米各國に派遣し其人々の歸朝も最早一年半前にして萬般の計畫既に十分に定まりたることなる可し又農商務省にても未だ公にこそせざれ絶えず取調に掛りて實際の巡察まで行き屆きたるよしにも風聞することなれば尚ほ此上に調査の時日を必要とも思はれざるが故に苟も現相場會所の爲めに二十七年後に施す可き新法未定の不利を悟るに於ては今は一日も猶豫す可き場合に非ず況んや定期賣買の便利を得ざる株式米穀以外の商品の迷惑を察するに於てをや此點に就き當局官衙の一考は固より我輩の祈る所なりと雖ども直接に利害を感ずるものは現在の米商會所株式取引所にして大金を費して歐米各國同業の調査さへ遂げたることなれば政府と打ち合はすなり議會に建議するあり何れの道自から進んで自家の實際に便利にして一般の相場會所にも適當と思はるゝブールス法處分の圖案を出す可し若しも然せざるに於ては又もや不便利千萬なる取引所條例を定められて其時に至り苦情を述ぶるは甚だ面倒なるのみか或は既に晩しとの歎を免れざるやも知る可らず先んずれば人を制し後るれば人に制せらるゝとの事情は相場會所に從事する人の最も能く熟知する所なりと我輩は信じて其自から進むことを勸告するものなり

官報

○司法省令第五號

司法官廳ヨリ起スヘキ民事ノ訴訟ニ於テハ明治二十五年勅令第六號第二條ニ依リ訴訟ヲ受クヘキ裁判所ノ撿事局ヲシテ國ヲ代表セシム

明治二十五年四月二十七日　司法大臣子爵田中不二麿

司法省令第五號參照

勅令第六號(明治二十五年一月十二日官報)抄錄

第二條　各省大臣ハ省令ヲ以テ所屬特別地方機關中其司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スルモノヲ定ムルコトヲ得

雜報

○自治體と監督官廳との關係(清浦奎吾氏の談話)

我國に於ては自治制を實施する日尚ほ淺く國民未だ充分に其事に慣れざる所あるは申す迄もなく隨て之より種々の弊害を生ずる事なしとも云ふ可からざるに付き國民たるものは此際最も自治機關の運轉に注意せざる可からず故に余は普國滯在中參考の資に供するが爲め同國の地方制度に就いては取別け意を用ひて觀察せり而して余が見聞したる點を以て自治體と監督官廳との關係を略述せんに自治機内に屬する事は充分に放任して自治體の行ふが儘に爲し置く代りに監督官廳の監督は極めて之を嚴重にし其大綱は緊く提げて毫も假借する所なし抑も自治制を行ひ人民自治の權を地方團體に與へたる以上は國家の之に干渉するは固より不可なれども然れども亦國家は其必要を認め特に監督の制を定めたるからは監督官廳たるものは無論その責に當り充分に監督の任を盡さゞる可からず然るに若し其監督官廳にして或は一部人民の歡心を買ふが爲めに監督の實を全ふせざるが如き事もあらんには啻に町村の爲めに不利益なるのみか國家の爲めにも容易ならざる次第にして其弊の極まる處如何なる患害を生ずるやも測られず左れば普國に於ては毫も忽かせにする所なし今其一例を擧げんに町村長の承認に關し新町村制第八十四條に左の如く規定せり

當撰したる町村長及び助役は郡長の認可を要す此認可を與ふる前に官區長の意見を諮問す可し此認可は郡參事會の承認を經るに非ざれば之を拒む事を得ず」方式上の手續を履行せざる爲め其撰擧の認可を拒む場合に於ても此承認を要す若し認可せられざる場合に於ては更に撰擧を行ふべし此再撰にして尚ほ認可せられざるときは郡參事會の承認を經て更に新撰擧を行ひ其認可を受くる迄の代理者を任命すべし

撰擧の行はれざる場合に於ても亦然り

撰擧に係る他の町村官吏員にして其認可を要するものも亦本條の規定に由る

而して又監督官廳は自治體に向ひ強制豫算を命ずる事あり即ち其權利は町村制第百四十一條に左の如く規定せり

町村私領區、町村組合に於て其法律上の義務に屬し官廳より其職權内に於て確定したる負擔を豫算に掲載せず若しくは臨時承認するを拒み又は爲さゞるものは郡長其理由を示めして之を豫算に掲載せしめ若しくは臨時支出を確定する事を命ず

郡長の命令に對しては町村私領區地頭并に町村組合長より縣參事會に出訴する事を得

右の法文中に在る町村私領區とは其町村、一私人の所有に屬するものを云ふ而して此強制豫算云々の事は當に法律上の空文に止まらずして實際之を行ふ事あり亦以て其監督權の嚴重なるを知るべし

村長の任命

町村自治體と監督官廳との關係は大略前記の如くなるが又その町村内の折合如何を聞くに政黨の爭ひを町村會若しくは町村吏員の間に及ぼすが如き事なく議員改撰等の事ある每に自由派に屬するもの漸く增加する傾きはあれども左りとて町村の事業を政黨の爭局と爲す事なし故に町村會の如きは何黨派のものが多數を占むるも更に頓着するものなく隨て之が爲めに風波を生ずる樣の事なしと知るべし殊に其村民が素朴簡易の風ある事余の最も感ずる所あり一日ポッタム縣管内のナウエン郡某村役場に到りし處偶ま村長の更迭ありとて郡長スタサンマイステル氏が其の式を行ふが爲め臨場し余も亦其席に列するの榮を得たり當日參會したるは新舊村長及び村會議員助役等八九名にて郡長先づ起て舊村長が多年公事に服務したる其忠勤を賞贊し次で新村長に向ひ皇帝陛下の爲め國家の爲め幷に村の爲め福利を增進する事に勉むべき旨の宣誓を爲したる上之に署名せしめたり蓋し此舊村長と云へるは年齡七十四歳にして三十年間村長を勤續し此度老年の故を以て退職休養するものなるが本來村長更任の際は郡衙に出頭して其式を行ふ筈なれども舊村長は永く其職を奉じ且つ高齡なるを以て其人の名譽を重んずるが爲め郡長自ら村役場に臨みたる次第なりと云ふ既にして其式畢るや村落の一小亭に到り綠樹の陰に排列したる素樸の椅子に凭り例の獨逸流の大盃に麥酒を盛り互に杯を擧げて健康を祝せり是れぞ即ち新舊村長更迭の祝宴にして其費用は僅かに一馬克(凡そ我二十五錢)位にて各自之を支辨する其質素の態、愛すべく和親の情掬すべきものあり其後右の退職せる村長は功勞金を受けたりとて之を佩用して寫したる寫眞を余が
余は之を見る每に當時の狀
堪へざるものあるなり

○中村判事の依願免官　直
彥氏は一昨日願ひに依り本

○武官の退役　後備陸軍步
不二氏は去る十九日後備滿

○代言人免許　願ひに依
京地方裁判所判事鹽谷恒太
願中なりしが一昨日聞屆け

○代言免許狀引揚げ　函館
代言人規則第四條に觸れた
れたる旨一昨日司法省へ通

○郵便切手の僞造　近着の
國倫敦府の警察官吏は昨年
女帝の肖像を印刻せる紫色
し居たる者三人を捕縛し之
を始め許多の外國郵便切手
へたるよし右に付布哇政府
るものと見え今便の郵便物
七十五年間に發行したる

○橫濱組合代言人の春季通
議會は來る三十日午後三時

○米國世界大博覽會建物の

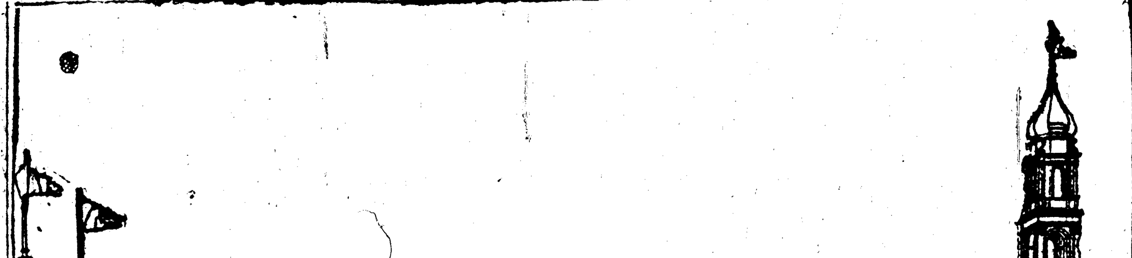

○山陽鐵道の收入　本月十
間山陽鐵道の收入は乘客貨
三十八錢七厘にして一日
割合なり